

# 『児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度』について

8月は「現況届」・「所得状況届」の提出月です！



## 児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

### ◎対象となるかた

- 次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者
- ① 父母が婚姻を解消した子ども
  - ② 父（母）が死亡した子ども
  - ③ 父（母）に一定の障害がある子ども（父（母）の障害の基準」に該当する子ども）
  - ④ 父（母）の生死が明らかではない子ども
  - ⑤ 父（母）に一年以上遺棄されている子ども
  - ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
  - ⑦ 父（母）が一年以上拘禁されている子ども

- ⑧ 母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨ 母が出産したときの事情が不明な子ども

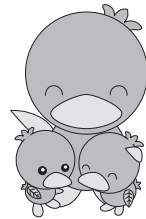
### ■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ① 申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
  - ② 子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
  - ③ 定める額以上の所得があるとき

## 支払月額

（8月現在）

- ◎ 児童1人の場合  
最大42,290円（所得に応じて決定されます）
- ◎ 児童2人の場合  
1人の場合の月額に、最大9,990円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎ 児童3人以上の場合  
2人の場合の月額に、1人につき最大5,990円を加算（所得に応じて決定されます）



## 特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

### ■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ① 申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
  - ② 子どもが障害による公的年金を受けられることができるとき
  - ③ 児童福祉施設などに入所しているとき
  - ④ 定める額以上の所得があるとき

## 支払月額

（8月現在）

- ◎ 1級のかた  
51,450円
- ◎ 2級のかた  
34,270円

## 申請手続きについて

手当を受給するには申請が必要です。申請には戸籍謄本や住民票が必要になります。詳しくは左記までお問い合わせください。

## 現況届の提出を

受給資格者は、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」、「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出しなければなりません。

この届は、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、8月1日(火)から8月18日(金)までに現況届の提出をお願いします。（ただし、土・日・祝日を除きません。）

なお、「現況届」の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## 「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の制度を変更します！

美里町と埼玉県では、子育て世帯が「優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ事業」を実施しています。

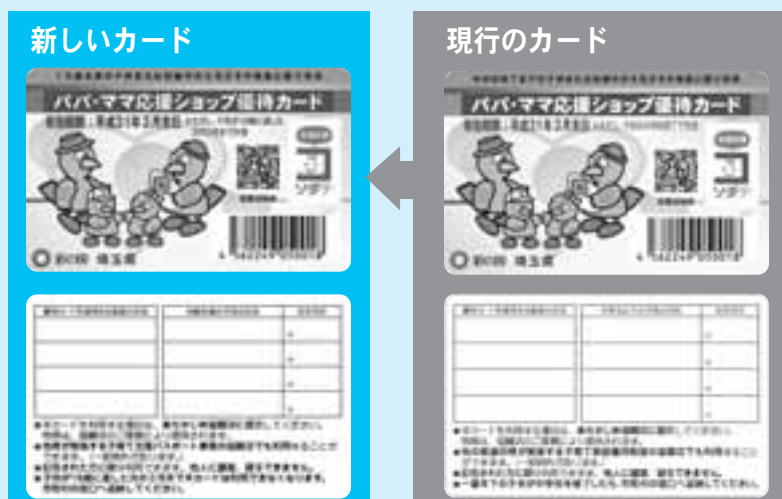
これまでの「優待カード」の制度を平成29年8月から変更します。変更によって新たにカードを受け取ることができる世帯には、お子さんが通われている高校などを通じて配布します。

県外の高校などに通学するお子さんの保護者のかたは、本人確認書類（免許証、保険証など）とお子さんの生年月日が確認できるもの（お子さんの保険証・母子手帳など）をお持ちになり、住民福祉健康課 住民福祉係までお越しください。

なお、中学校修了までのお子さんがいる世帯のかたは、引き続きお手持ちの優待カードをご利用いただけます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 変更点

項目	現行	変更後
対象となる子の年齢	中学校修了までの子や、妊娠中のかたがいる世帯	18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子や、妊娠中のかたがいる世帯
対象となる子の居住条件	県内在住	県内在住、在園、在学
優待カードを利用できるかた	子供と同居して生計を一としているかた	保護者が家族として優待カードに記名したかた
禁止事項	譲渡	譲渡および貸与



問合せ 住民福祉健康課  
住民福祉係 ☎76・5132

